

英検 S-CBT 受験規約

第1条 総則

実用英語技能検定（以下「英検」）は、公益財団法人 日本英語検定協会（以下「協会」）が実施する実用英語能力の判定を目的とした文部科学省後援の資格試験です。

英検 S-CBT は、スピーキングとリスニング・リーディングをコンピュータ上で解答する方法で、ライティングは解答用紙に記入する方法またはコンピュータ上で解答する方法で行い、合格すると紙媒体で受験する英検（以下「通常の英検」）と同じ資格が得られる、協会が運営するサービスです。

英検 S-CBT の申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。

英検 S-CBT に関するサービスの利用期間は、申込時から成績表送付時までとします。

申込時

第2条 受験資格・条件

- 各級とも、年齢・職業・学歴などは問いません。
- 過去に受験した級に関係なく、どの級でも受験できます。英検 S-CBT・通常の英検について、同一検定回と同じ級を申し込み、受験することができます。ただし、英検 S-CBT の同一検定回では、同じ級の申し込みおよび受験の権利は日本および海外の会場双方での受験回数を合算して3回までとします。英検 S-CBT の同じ級を同一検定回に重複して4回以上申し込みされ、申込手続が完了した場合であっても、受験はすることができません。もし、4回以上受験（途中欠席・棄権した場合を含みます。）をしたことが判明した場合、1回目から3回目受験をした日程のみを有効とし、その他の日程における受験は無効とされ、成績表の提供もいたしません。
- 受験を希望する方は、あらかじめ英検ウェブサイト上に掲載する「英検 S-CBT 受験上の注意」の内容を理解し、受験してください。なお、協会の事前の許可なく保護者その他付添者の立会いの下受験することはできません。
- 11歳未満の年少者が受験する場合は、保護者が本規約および英検ウェブサイト上で受験上の案内や注意事項を確認の上、受験が可能かどうかを判断して申し込みを行ってください。
- 受験を希望する方は、協会よりメールを受信できる環境（有効な電子メールアドレスの所持等）を有していることが求められます。
- 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による英検 S-CBT の申し込みを承諾しないことがあります。

- 申込者が英検 S-CBT の申込フォームに虚偽の内容を記載したとき。
 - 申込者が検定料の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると協会が判断したとき。
 - 申込者が、申し込み以前に英検 S-CBT の提供に関する契約を協会から解約されている場合、または英検 S-CBT の利用が申し込みの時点で一時停止中であるとき。
 - 申込者が、英検 S-CBT を利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
 - 申込者への英検 S-CBT の提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められるおそれがあると協会が判断したとき。
 - 申し込みが実用英語能力の判定という試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。
 - 申込者が、英検 S-CBT を受験する際に求められるコンピュータ操作能力その他技術上の能力を満たしていないと協会が判断したとき。
7. 複数の級の受験について
- 複数の級の受験について、英検 S-CBT では一日に複数回の試験が開催されている場合、一日に同じ会場で複数の級を受験することができます。それぞれの級について、時間帯ごとに分けて申し込みを行ってください。また、同一検定回で、通常の英検と同じ級を受験することも可能です。

第3条 申し込み等について

- 試験概要の確認

実施級、各級の検定料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項、英検ウェブサイトに記載されている「ライティングテストの採点に関する観点および注意点」等を確認の上、申し込みを行ってください。ライティングテスト解答方式（紙の解答用紙に解答を記入する「筆記型」またはコンピュータ上に解答を入力する「タイピング型」のいずれか）は申し込み時点で選択していただきます。英検 S-CBT の申し込みは、申込者が英検ウェブサイトの申込フォームに必要事項を記入し、送信ボタンを押して協会に提出することにより行うものとします。

- 申込者は以下の事項を確認した上で、申し込むこととします。

- 協会が英検 S-CBT で使用する試験問題は非公開であり、試験会場から持ち帰ることなどはできません。
- 協会が英検 S-CBT で利用者に提供する成績表では個々の問題の正誤は表示しません。
- 予め試験会場に用意されたコンピュータその他受験に必要な設備以外機器の持ち込みおよび使用はできません。
- 試験中にはほかの受験者の入退室があります。入退室により多少の騒音が生じることがありますが、試験の可否には無影響です。
- 試験会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らが行き、協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねます。
- 申込み頂ける座席数には限りがあります。
- 利用料金について
 - 英検 S-CBT をご利用いただくにあたり、利用料金は協会が定めた各級の検定料に従います。
 - 第1号の利用料金は、英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。
 - 第1号の規定に関わらず、協会は、利用料金の改定を行うことがあります。
 - 利用者は、第1号に定めた利用料金を、協会が指定する日時までに協会が指定する方法で支払うものとします。
- 第4号の日時および方法については、英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。

- 申し込みのキャンセル・変更について

- 一度申込手続きを完了した方の検定料は理由のいかんを問わず返金できません。また、級の変更による充当、次回以降への充当も認めません。「通常の英検」その他の試験に申込登録をすべきところ、誤って「英検 S-CBT」の申し込みをした場合も返金は認められません。ただし、協会の故意または重大な過失に基づく場合はこの限りではありません。申し込みの際には、申込級等に間違いがないか必ずご自身で確認したうえで、お手続きをお願いいたします。
- 協会が別途定める期間内において会場・試験日時・ライティングテスト解答方式の変更が可能です。同期間を経過した後は、会場・試験日時・ライティングテスト解答方式の変更希望には応じられません。
- 日本国内の会場で英検 S-CBT を申し込んだ後に、海外の会場へ変更することはできません。

- 一次試験免除申請について

- 一次試験免除（以下「一免」）は、協会が実施する通常の英検または、合格すると通常の英検と同じ資格が得られる試験と受験規約に規定される試験であって一次試験免除申請利用可能な試験（以下「一免利用可能試験」）において一次試験（リスニング・リーディング・ライティングテストを含むものとし、以下本項において同じ）に合格し、二次試験（スピーキングテストを含むものとし、以下本項において同じ）を受験していない方、あるいは不合格となった方が、当該一次試験に合格することによりその資格を取得し、利用できる制度です。
- 一免申請を希望する場合、一免利用可能試験であって一免申請の資格を取得した試験のウェブサイトでの可否発表日の可否発表時刻以降から、翌年の同一検定回までに行われる一免利用可能試験の申込時に、一次試験の受験免除を申請してください。なお、ウェブサイトでの可否発表時刻時点で申込期間中であれば、一免申請の資格を取得した試験と同一検定回の試験も一免により受験可能です。
- 一免申請をした場合、一次試験は免除となり、二次試験のみの受験となります。なお、一免により受験する場合でも、検定料は一次試験から受験する場合と同額になります。
- 一免にて英検 S-CBT の受験を希望する場合、申込期間中（再試験の申込期間は除く）に申込手続き・検定料の支払いが必要です。また、一免申請には、一免申請の資格を取得した試験の名称、年度、受験回次、個人番号等の必要事項（以下「申請事項」）を正しく申請する必要があります。申請事項を正しく記入しなかったことにより、受験申込を完了できなかった場合または一免申請ができなかった場合について、協会は一切責任を負いかねます。
- 英検 S-CBT を一免申請のうえ受験する場合、スピーキングテストのみ受験することになります。誤ってリスニング・リーディング・ライティングテストを受験した場合（試験の途中で放棄した場合を含む）、当該試験の受験申込において一免申請は行われなかったものとみなします。
- 一度行った一免申請は取り消すことができます。
- 障がい等のある方への受験上の配慮について

障がい等により受験に不自由がある方は、あらかじめ英検ウェブサイトの「障がい等のある方への受験上の配慮」の内容をご確認いただき、受験が可能かを確認の上、申し込みと申請を行ってください。英検 S-CBT の受験が困難な場合には、通常の英検その他の適切な検定に申し込みいただき、受験上の配

慮の申請をお願いします。

- 団体専用クーポン利用型申込について

- 「団体専用クーポン利用型申込」とは、学校・塾・企業その他団体（以下「団体」）に所属する申込者が、当該所属する団体に対して協会が発行した専用のクーポン番号（以下「クーポン番号」）を入力した上で受験申込をしていただく制度です。
- 団体専用クーポン利用型申込をする申込者（以下「クーポン利用型申込者」）は、所定の期間内に所属団体の申込責任者から必ずクーポン番号を受領してください。
- クーポン利用型申込者は、英検ウェブサイトにて受験申込をする際に、クーポン番号を入力してください。
- 団体専用クーポン利用型申込を利用するにあたり、団体の申込責任者が、クーポン利用型申込者に正しくクーポン番号を提供しなかったこと、またはクーポン利用型申込者が受験申込の際に正しくクーポン番号を入力しなかったことにより、受験申込を完了できなかった場合または団体専用クーポン利用型申込ができなかった場合について、協会は一切責任を負いかねます。
- クーポン利用型申込者または受験者が、団体専用クーポン利用型申込を利用して受験する場合、クーポン利用型申込者または当該受験者の申込内容、申込手続状況の情報および成績結果が所属団体に提供される場合があります。
- クーポン利用型申込者または団体専用クーポン利用型申込を行った受験者は、クーポン番号についての間合せについては団体の申込責任者に行ってください。協会では応じられません。

第4条 試験日時・試験会場について

英検 S-CBT 受験票において協会が指定する会場・試験日時にて受験してください。

第5条 受験票について

- 申込み完了後、申込者が必ず協会が別途定める方法にて英検 S-CBT 受験票を出力の上受験会場に持参してください。印刷はモノクロ、カラーのいずれでも結構です。
- 必ず試験日までに英検 S-CBT 受験票に記載の志願者情報、注意事項を受験者本人が確認してください。
- 英検 S-CBT 受験票で指定された会場・試験日時・ライティングテストの解答方式の変更希望には応じられません。

受験時

第6条 受験時の注意事項の遵守

- 遵守事項

試験当日は英検 S-CBT 受験票、受験控の「英検 S-CBT 受験上の注意」、ライティングテスト解答用紙、および会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、厳守してください。

- コンピュータ操作技能不足への対応

受験者のコンピュータ操作技能の習熟程度による試験時間延長等の配慮は一切行いません。また受験者本人以外の代行者による解答も認められません。

- 第三者による受験の禁止等

試験当日に英検 S-CBT を受験することができる権利は申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されています。試験当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは英検 S-CBT の受験をお断りする場合があります。

- 座席配置の決定について

受験者が着席する座席配置は、試験種別、受験番号をもとに協会が指定した場所に着席していただきます。

- 付添者

- 付添者は試験監督者の指示に従ってください。受験中はいかなる場合においても付添者が受験者に付き添うことはできません。
- 受験後に付添者と待ち合わせを行う場合には、付添者の責任のもと試験終了後に待ち合わせ場所にて合流できるようにしてください。待ち合わせ場所で合流できなかった場合、協会は一切の責任を負いかねます。当協会は、試験開始前までに受験者と付添者が十分にお打ち合わせの上、待ち合わせの場所や時刻について確認いただくことを推奨します。

- 受験級の誤りへの対応

協会に故意または重大な過失があった場合を除き、申し込みいただいた級と異なる級を受験した場合は失格となります。この場合、結果の採点はされず、再試験や検定料の返金もいたしません。

第7条 受験時の持参物

- 必須持参物

・受験を証明する書類

英検 S-CBT 受験票

・身分証明書：学生証・生徒手帳・運転免許証・パスポート・健康保険証・社員証など本人を証明する公的な証明書（有効期限内のもの） ※名刺・会員カード類・定期券は不可。

・上履き：英検 S-CBT 受験票に上履き持参と記載されている会場は、受験者自身で上履き・靴袋等を用意。 ※上履きを忘れた場合、協会は貸与いたしません。

- 持ち込み・使用禁止となるもの

以下に掲げるもの、その他受験上不要と協会が判断したものについては試験監督者の指示のもとモバイル端末やウェアラブル端末、その他電源が入るものについては電源を切ったうえで収納用ロッカー（収納用ロッカー設置のない会場では貸与するカバン）に収納し使用禁止とします。なお、受験者が電源を切れない場合は試験監督者に申し出てください。収納をしなかった場合、不正行為として失格とすることがあります。健康上の理由等やむを得ない理由により使用を希望する場合には、試験監督者へ申し出を行い、使用許可を得た上で使用しなければなりません。

・腕時計

・モバイル端末 / ウェアラブル端末

（携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・スマートグラス等）

・撮影・録画・録音が可能な電子機器

・ストップウォッチ

・その他音の出る機器

・参考書・辞書

・飲食物

・目薬

・英字の記載があるもの（商品名、製造メーカー名は除く）

・消しゴムのカバーケース、鉛筆のキャップ、シャープペンシルの芯ケース

第8条 問題漏えい・持ち出し等の禁止

英検 S-CBT の試験内容は非公開です。協会の承諾なく、ヘッドセット、キーボード、マウス等の取り外しと持ち出し、および試験問題やメモ用紙の持ち出し、 試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えい（インターネット等への掲載を含む）することは、法令により許される場合を除き一切禁じます。

第9条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開することを一切禁じます。

第10条 遅刻時の対応

協会が指定する受付終了時間を過ぎて受付に到着した場合、スピーキング、リスニング、リーディング、ライティングのすべての技能の試験を受験することができません。

第11条 試験監督者への質問

試験問題の内容およびコンピュータの操作・その他解答に使用する機器についての質問にはお答えできません。

第12条 入退室について

- 試験教室には協会の事前の許可なく受験者以外の保護者・付添者は入室することはできません。
- 試験開始時間・試験終了時間は受験者により異なります。入退室の際は他の受験者の妨げにならないようご注意ください。
- 退室の際は、解答用紙（解答用紙に記入する解答方法を選択した場合のライティングテストのみ）、メモ用紙及びその他協会が特に指定したものを試験監督者へ返却してください。返却をしなかった場合、不正行為として失格とすることがあります。また、協会から貸与されたものは机上に残してください。
- 原則として試験開始後に退室した場合、教室に戻って試験を再開することはできません。お手洗いや体調不良により一時退室する必要がある場合は静かに举手し、試験監督者へ申告してください。

無断退室や試験監督者の指示に従わず退室した場合は、不正行為とみなし再入室できません。また、各技能の試験（スピーキング、リスニング、リーディング、ライティング）について1技能でも受験を欠席・棄権した場合は、後続の他技能の試験についても受験できません。

第 13 条 迷惑行為・不正行為

以下の行為に該当する場合またはこれらに類似する行為、その他本規約に違反する行為が認められる場合は、注意喚起を行った上で、注意があったにも関わらず改善が見られなかった場合に退場・失格とすること、または注意喚起を経ることなく即時退場・失格とすることがあります。退場・失格となった場合、当該回のみならず、それ以降における英検の受験資格を喪失することがあります。本条に定める事由により退場・失格となった場合、検定料の返金はいたしません。加えて、成績結果の提供もいたしません。

- 受験者および付添者が、試験監督者の指示に従わない
- 他の受験者に迷惑をかける行為や試験を妨害した（試験監督者が過剰と判断した操作音を含む）
- 試験中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用した
- 試験中に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を生じさせた
- 不正行為をした（カンニング行為、試験問題の漏えい、他人の代わりに受験、試験中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）
- 受験用のコンピュータで英検 S-CBT 以外の機能を使用した
- 試験会場で配布されるメモ用紙以外への書き込み

第 14 条 CBT 試験環境

- 試験教室では、ほかの受験者も受験しており、コンピュータの操作音（タイピング音等）、発話音、入退室音、空調設備等の音が存在します。無音状態にはなりません。音が気になる場合は、会場に設置されているヘッドセットを着用し防音してください。なお、ヘッドセットは全て同一とは限りません。指定された席に付属しているものを使用していただきます。
- 試験の進行状況は受験者によってそれぞれ異なるため、他の受験者が試験を終了している場合でも、自身の試験は進行している場合があります。
- ヘッドセットを正しく着用し、音量を自分で調整し、音声为正しく聞き取れるように調整してください。ほかの受験者の声が聞こえたなどの理由で試験をやリ直すことはできません。
- 試験教室の温度につきましては、全ての受験者のご要望に沿えない場合がありますので、体調管理・調節のできる服装でお越しく下さい。

第 15 条 試験中の記録について

- 厳正公平な試験実施、評価・採点業務、不正行為等への対応、調査研究のため、試験会場において試験状況、受験者の状況を記録（録画・録音）することがあります。なお、記録された情報（以下「記録情報」）のうち個人情報に該当する情報については、第 28 条に定める利用目的等に従って利用します。
- 前項の記録情報について、問題内容や採点結果に関連する照会は一切受け付けません。

第 16 条 試験中のトラブル

- トラブル防止には最善を尽くしておりますが、コンピュータを使用する試験のため、システムトラブルが発生する可能性が残りますことをあらかじめご了承ください。
- 試験中に、コンピュータのトラブルや外部からの騒音など何か問題があった場合は、ただちに静かに举手し試験監督者の指示に従ってください。試験終了後のお申し出には対応できません。
- トラブルが発生した場合は、試験監督者が受験者に席の移動や再ログインをお願いすることがあります。その間しばらくお待ちいただくことがあります。
- 英検 S-CBT のシステムトラブルや外部からの騒音などにより試験が中止・中断されたと認められる場合で、対応が可能などときには、障害が起きた時点からの問題のやり直し等の処置を行うことがあります。ただし、受験者の責めに帰すべき事由による場合はその限りではありません。
- 再ログインなどを行っても試験が続行できない場合、その他不測の事態が発生した場合は、試験を中止・中断する可能性があります。
- 中断後、再開して試験を最後まで受験できた場合は、正常に実施されたものとみなします。中止した場合には、対応方法について試験日の翌営業日以降に協会より受験者へ連絡いたします。

第 17 条 インフルエンザその他感染症について

インフルエンザその他感染症<学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様>に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験をお断りすることがあります。協会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）、学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）および学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）に準拠し、試験実施を行っています。本条に定める事由により受験を控えた場合又は受験をお断りした場合でも、検定料の返金はいたしません。

受験後

第 18 条 成績結果について

成績結果については、後日英検ウェブサイトの合否閲覧サービスおよび郵送される成績表にて通知します。合否閲覧サービスの開始日時については、英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。ただし、再試験を実施した場合は、再試験実施後、採点が完了して成績公開準備が整い次第英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。

第 19 条 成績の提供について

- 成績表・合否通知は、申し込み時に登録した住所宛に送付いたします。送付の日程については、英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。郵便の不着、汚損、破損等が発生した場合、また、個人情報の誤りや変更がある場合には直ちに英検サービスセンターに申告してください。
- 大学等が英検利用型入試を行い、受験者が当該大学等に出願した場合は、大学等の要請により受験者の成績結果を提供します。

第 20 条 問題内容・採点結果異議申し立ての禁止

問題内容や採点結果・合否通知については一切異議申し立てを受け付けません。

一般条項

第 21 条 利用に関する禁止事項

- 申込者は、英検ウェブサイト、試験会場等で示される禁止事項に従うものとします。
- 申込者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、英検 S-CBT の受験を承諾しないことがあります。また、申込者が英検 S-CBT の受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会が成績表送付の中止、もしくは試験結果の取り消しを行うことがあります。

第 22 条 再委託

- 協会は、申込者に対する英検 S-CBT の提供に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下、「再委託先」）に委託できるものとします。
- 前項の場合、協会は、再委託先に対して、協会が負う本規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。
- 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

第 23 条 機密保持

- 申込者または受験者は、英検 S-CBT 申し込みおよび英検 S-CBT 受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、英検 S-CBT の申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
- 前項の規定は、英検 S-CBT に関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第 24 条 英検 S-CBT の提供停止等

- 以下のいずれかの事由が発生した場合には、協会は、受験者への事前の通知なく、英検 S-CBT の全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 - 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
 - 協会のシステムやネットワークの保守を緊急に行う場合
 - 協会が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が発生した場合
 - 試験会場が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が発生した場合
 - その他、協会が英検 S-CBT の提供の全部または一部を停止する必要があると判断した場合
- 以下のいずれかの事項に該当する場合には、試験当日に会場で英検 S-CBT の受験をお断りします。
 - 試験会場での受付で、本人確認が全くできない場合

- 英検 S-CBT 受験票に記載の受付終了時間までに受付に到着しなかった場合

第 25 条 免責事項

- 試験の中止

台風や大雪等の天変地異や伝染病の流行等により試験を中止する場合があります。その場合は、可能な限り速やかに英検ウェブサイトへの掲載等を通じて受験者へ中止の事実を通知いたします。
- 受験者間のトラブル

試験会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会に責任がある場合を除き、協会は一切関与しません。
- 再試験の実施

第 25 条第 1 項の場合または不測の事態が生じ、協会が試験の中止をせざるを得ない場合もしくは適正な採点・評価が行えない事由が発生したと判断せざるを得ない場合には、協会としては、再試験等必要な措置を講じます。再試験の実施を決定した際は当該の受験者へ通知いたします。再試験を行う際には、原則として、再試験の対象となる英検 S-CBT 試験があった試験日から一定の準備期間を経た後の英検 S-CBT 試験実施日に協会指定のテストセンターでの受験をご案内させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、受験者の都合等で再試験が行えない場合、再試験の対象となる英検 S-CBT 試験の内容を採点可能な範囲で採点させていただく場合があることのほか、検定料の返金を求めることはできませんので、この点についてもあらかじめご了承ください。
- 英検 S-CBT 利用についての免責

以下のいずれかに該当する場合には、検定料の返金はせず、かつ、申込者または受験者に発生した一切の損害その他一切の不利益について協会はいかなる責任も負わないものとします。

 - 英検 S-CBT もしくは英検 S-CBT を通じて他のサービスを利用した、または利用できなかった場合
 - 英検 S-CBT の変更、遅滞、中止、廃止等が行われた場合
 - テストセンターでの実施において、コンピュータ等の機器を不正、不適切、不法に使用した場合
 - 協会または協会が委託した者の設備に蓄積した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合（協会の故意に基づくものを除く）
 - 本規約に定める申込手続・条件その他の申込に関する規定に違反して申込を行った場合
 - 本規約の定めに基づき退場、失格または将来における受験禁止となった場合
 - 再試験を実施、または実施しなかった場合
 - 本規約に基づき大学等の要請により成績結果を提供した場合
 - 試験会場および試験会場への往復経路において受験者が体調の急変またはその恐れが生じた場合

- 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った検定料総額を上回るものではありません。ただし、協会の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。
- 個人情報提供の不備

申込者または受験者の個人情報の協会への提供は、申込者または受験者の任意ですが、必要な情報が提供されない場合は、当試験の受験、採点処理、成績結果の発行、当該個人情報の大学等へ提供すること等ができない場合があります。その際、協会は何らの責任を負いません。

第 26 条 変更

- 英検 S-CBT の内容・名称等の変更

協会は、申込者へ事前の通知なく、英検 S-CBT の内容・名称等を変更することができるものとします。
- 本規約の変更

協会は、次に掲げる場合には、本規約を変更することがあります。

 - 本規約の変更が、申込者または受験者の一般の利益に適合するとき
 - 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 前項の定めによって本規約の変更をする場合は、次の事項につき、英検ウェブサイト上に表示します。
 - 効力発生時期
 - 本規約を変更する旨
 - 変更後の本規約の内容
- 協会が第 2 項第 2 号に定める事由によって本規約の変更を行う場合は、効力発生時期が到来するまでに前項各号に定める事項を英検ウェブサイト上に表示します。

第 27 条 損害賠償

申込者は、英検 S-CBT 受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 28 条 個人情報の取り扱いについて

- 協会の個人情報の取り扱いについては「個人情報保護方針」をご覧ください。個人情報保護方針 <https://www.eiken.or.jp/privacypolicy/>
- 当試験の申込者および受験者の受験申込の際に入力いただく個人情報は、法令に基づく場合を除き、以下の【個人情報の利用目的】に示す項目のために利用し、それ以外の目的に利用する場合は申込者またはおよび受験者の同意を得た上で行います。なお、下記統計資料等については、個人が特定できないよう加工した上で学会発表、パンフレット等において利用いたします。

【個人情報の利用目的】

 - 当試験の厳正公平かつ円滑な実施、評価・採点、業務運用、スコアレポート発行等のサービスの実施
 - 受験者の大学等の高等教育機関の受験に必要な範囲での当該大学等の高等教育機関への提供
 - 協会の事業に関する統計等資料の作成、分析
 - 協会が実施する英語教育や事業・サービスに関する情報の受験者への提供
 - 当試験に関するマーケティング活動やアンケート調査
 - 問い合わせ・相談への対応
 - 当試験に関連する教材等の情報のご案内
 - 英語に関する業務・セミナー等に関する情報提供
 - 当試験を厳正公平に実施するための不正行為等への対応
 - 第 1 号または前号に掲げる利用目的の達成に資するシステム等の開発及び運用
- 当試験申込者または受験者の受験申込の際に入力いただく個人情報は、業務運営に際し、必要最小限の範囲で委託先に委託することがあります。
- 第 2 項第 1 号、第 9 号または第 10 号記載の利用目的の達成に必要な範囲内において、第 15 条にかかげる方法により取得した個人データ（本規約において、「個人データ」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したデータベース等を構成する個人情報をいいます）については、日本国内または外国（EEA 加盟国等）にある同個人データを匿名加工情報に加工する者または同利用目的の達成に資するシステム等の開発または運用を行う者に対して提供することがあります。
- 申込時の住所・氏名宛に、協会より TEAP や英検に関する情報やサンプルテストの案内などを送付することがあります。
- 受験者の成績結果等の個人情報は、大学等の受験に必要な範囲において、当該大学等の依頼に基づき、協会から当該大学等へ提供されることがあります。この場合、本規約への同意をもって、当該個人情報を大学等へ提供することに同意したものとみなします。
- 第 3 条第 7 項に定めるクーポン利用型申込者は、申込内容、申込手続状況の情報および成績結果が所属団体に提供される場合があること並びに当該所属団体が定めた利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報が利用される場合があることについて同意した上で申込みを行ってください。
- 当協会は、申込者がクレジットカード決済を選択された場合に、当協会が申込者から収集した以下の個人情報等を、カード発行会社が行う不正利用検知・防止の目的で、申込者が利用されたカード発行会社へ提供させていただきます。
 - 氏名
 - 電話番号
 - 電子メールアドレス
 - インターネット利用環境に関する情報等

申込者が利用されているカード発行会社が外国にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。当協会では、申込者から収集した情報からは、ご利用のカード発行会社及び当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することではできません。

 - 提供先が所在する外国の名称
 - 当該国の個人情報保護制度に関する情報
 - 発行会社の個人情報保護の措置

なお、個人情報保護委員会のホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）では、各国における個人情報保護

制度に関する情報について掲載されています。

第 29 条 知的財産権

1. 英検 S-CBT に関する著作権等の一切の知的財産権は協会に帰属します。また、英検 S-CBT は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。
2. 英検 S-CBT の受験に際して受験者に提供されるマニュアル等の関連資料（以下「関連資料」）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

第 30 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 31 条 管轄

英検 S-CBT の申し込みおよび受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は 2025 年 4 月 1 日以降の申込みより適用する。

公益財団法人 日本英語検定協会